

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.42

関西労働者安全センター

1977.10.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

- 前線から(ニュース) /1~4
- 第三回労働者針灸学習会を終えて
　　南大阪労働者診療所 佐藤 敏則 /5~6
- 安全センター健診部から /6
- 安全センター教宣出版部確立のために /7
- 特別アピール
　　■第一回“人民医療に学ぶ会”に多くの方々の参加を /8
- 闘いの中から
　　■大阪府被災労働者同盟と共に生活と権利を闘いどう /9~12
- ふつとばせ改悪労災保険法 /13~16
- 9月分会計報告 /(ウラ表紙)

[写真] 大阪水産運輸における冷凍船荷役作業

前編

大坂

リハビリ就労のどたん

支給打切引

◎大府被災勞力者同體

同盟では
Fさんの件
について二
つまでに2
回監督署と
困難だとい
う事がほ
医の診断書をとりよせ
てみると Fさんはリ
ハビリ就労さえもまだ

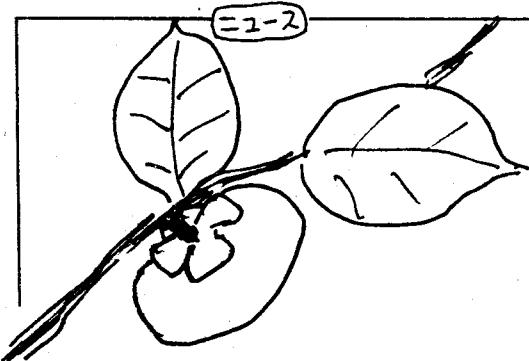
タクシードライバーの運転手として、事故に遭って治療を受けたことがあります。

ましたば、業を始めました。どこで、その後8月には、監督署から「商売はりハビリ就労の業種に入らね」をうそて、いうことで突然解雇の不支給通知がきて、ら月までさかのぼって支給した金を返せ、と言つてよこしました。そこまで下さんは悩んだあげく同盟に相談にこらえました。そこで、小さ

パンフ紹介

産業医大開校を
阻止するぞ！

カノハ
100
用



ニュース

伊丹市立
高校の先生
に続い
て、今
度は西
宮西高
校の生
徒が、
定時制高
校の生
徒をと
りあ
げた。

西宮

西宮西高校で 労災・職業病の講演会

講演には安全セニタ
ーの前夜祭として、講
演と映画の夕べが開か
れた。
業病にかかる場合どう
対処するかなどを話
した。
職業病とはどんなも
のか、また職

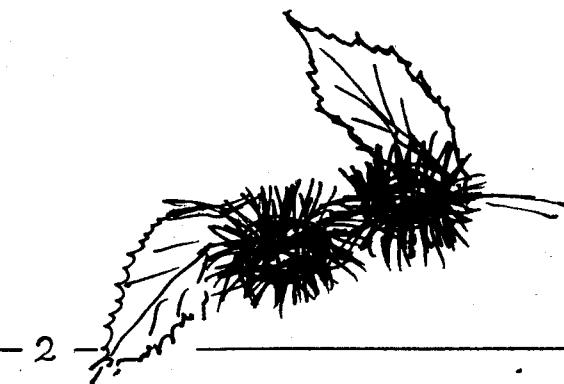
既報の様に、名古屋においても安全セニターを作ろうとする動きがはじまっている。まだ労働者の結集が少ないので、医者・医学生が労災問題について経験不足とか、様々な条件から考えてすぐさく成らぬといふことには、なかなかとどかずともかく、とにかくまだ労働者の結集がまだ労働者側にはまだ労働者と医者・医学生の交流を深めつつ、併行して具体的な課題で斗つて、いこうと確認している。ま

名古屋

労災・職業病と 労働者・医師・医学生 の交流会開かる

まだ労働者と医者・医学生の交流を深めつつ、併行して具体的な課題で斗つて、いこうと確認している。ま

くも労働者と医者・医学生の交流集会」が開かれた。労働者側はトヨタ自工の労働者を中心に10名ほど、医師も10名ほどが参考に加した。双方から現在抱えてる問題が、報告され、交流を深めた。今後も定期的に交流会を開くこととした。今後も定期的に文



大 阪

無產者診療所
看護婦之工作流

二らけに、診療所職員と労職研有志が、小倉さんを囲んで、無産者診療所の生き生きとした活動内容や、岩井先生の私心のない誠実で革命的な医療活動について、貴重な経験を聞くことができる。この中で、いかに無産者診療所が地域の労働者や農民としっかりと結びついていたか、診療所職員がいかに使命感に

去る10月15日、戰前
から岩井先生と共に無
産者診療所を官憲の彈
圧に屈せず、守り抜いて
二られた、看護婦の

基が、純真的に活動した以外、現在の診療所活動にて最も実に貴重な教訓を学ぶことはできました。特に歴史を

二とて西ヨリ
二の様な無産者診療所活動の思想をひきつけて現在の診療所活動の実体的の方針を導

黒旌者診療所で過ごした青春時代こそ最も楽しかった。といふことを誇りをもつて話された

京都労働基局はようやく9月30日になつて、昨年11月に実施した丹波地方における休廻止鉱山労働者のへいん肺調査の結果を発表した。これによると、マニカシ中毒の実態が、労災認定の26人を確認している。

京都労働基局はようやく9月30日になつて、昨年11月に実施した丹波地方における休廻止鉱山労働者のへいん肺調査の結果を発表した。これによると、マニカシ中毒の実態が、労災認定の26人を確認している。

京都労働基局はようやく9月30日になつて、昨年11月に実施した丹波地方における休廻止鉱山労働者のへいん肺調査の結果を発表した。これによると、マニカシ中毒の実態が、労災認定の26人を確認している。

戦後、労基法によつてマニカンとその鉱物を扱う労働者に対する健康診断がなされてきたが、受診者・有所見者数とも極めて少なく、国際的症例も一〇〇例に満たない希少さである。

www.EasyEngineering.net

経過による変化は余り
明瞭にされていないが、
なるなど、医学的にも

大阪

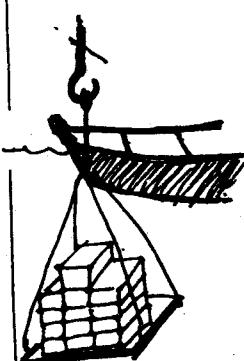
三度の回し馬

港湾作業の中でも、二を争う苦酷な職場に
冷凍荷役があります。その中でも、大阪港に
ある大阪水産運輸（株）は知る人ぞ知る労働条
件の劣悪な職場です。

名の退職した被災者の認定斗争を斗つています。

水産の仕事は、主に冷凍船の中でのマニナス20度を下回る)20から30kgの冷凍物をベットに積み陸上へする作業で、一向交替で行っていきますが、外気との差が夏では50から60度もあり、水産運輸の労働者は、循環器の障害や腰痛・凍傷など

の健康破壊を強いられます。今は退職して2名の被災労働者も、水産の仕事をして2～3年で高血圧症にかかり、会社の健診でひかりたのであります。皆さん会社の健康管理のために、あいかわらず冷凍荷役を続けて、脳卒中で倒れたのです。もちろん会社は私病扱いをし、円満退職を本儀なく2人は退職。鹿児島で療養生活を送っています。本人・家族の悲しみと怒りは、たった2度程の訪問しかできませんでしたが感じられました。万博が一ムの景気の中で、家族を養うため出稼ぎに出たものの、基本給が安いため月に百～二百時間もの残業と月10日前後



のオーレナイ「作業」。二
で体をこわさないわけ
はありません、そして病
床に伏せば、会社には和
仲商を見捨てる訳にはい
かない、と組合が中心にい
なつて関西安全センター、
全港湾南支部（旧）、大阪
府被災労働者同盟、南大坂
阪労働者診療所の支援を
求め、2人の仲間の脳卒
中の労災認定申請を9月
下旬に提出しました。

労者金针灸講習会を終えて

南大阪労働者診療所 佐藤敏則

（月）日 第三期労働者針灸
講習会卒業式が行われ、45名が
無事卒業しました。

この学習会は本年三月から八
月にわたって行われ、（1）恵場
の運動と流（2）中国医学と裸足
の医者の思想に学ぶ（3）恵場で
の実践に役立つ針の技術を習得
する。といつ三つの柱を目標に
全国海沿岸南北部安全委員会と
関西労働者安全センターの協力
によって、この労働者自身の手で運
営され、全港湾資金をはじめと
する多くの恵場からの参加を得
られました。

仕事中の針 会社に認められます

又 戦前の労働運動の経験者
からの報告もあり、熱心に討論
が交されました。

組合づくりの話し 針で近所の労働者と

又別の参加者は同じアパート
に住んでいる他の会社の労働者
に針をしながら話をしているう
ちに、その労働者の会社には労
働組合がないため労働条件が非
常に悪いということを聞きまし
た。彼は自分達の恵場で組合作
りをした経験を話し、労働者の

はじめのうちは、こわごわと
自分の腕に刺していく人も、練
習が進むにつれて他の参加者に
も刺しつ刺された後の交流が広が
り、又お互いの恵場の状況など
中でも大きな成果はある参

加者の恵場で仕事中に同僚にハ

生活と健康は自分達の組合で守る以外に方法はないといふこととその労働者と話し合つ二ことができました。

今回の学習会は非常に多くの

私場からの参加者があり、そのため全く遅た私種の人とも経験を交流することができたという事です。この経験を生かして、この運動を拡げていきたいと思ひます。

都合で参加できなかつた方々とともに、更に学習会を発展させ自分達の健康は自分達で守るという運動を拡げていきたいと思ひます。

安全センター修業会開催の方

150名が当番会に参加 全過西支部で

三連大阪西支部では、私場労働者の健康調査アンケートの活動を行つた。この中で支部の仲間は何回かの私場集会をもち腰痛・頸腕についての学習会を行つた。アンケートを取る段階では学習会への参加もさう多くないだろつと思つておいたが、アンケートの集計及びその結果を個人報告の形で返したところ、2

10名中15名近くの労働者がこの学習会に参加したのである。また足連医師の報告が終るや、私業病についての悩みをもつた労働者の質問が相次ぎ、皆それを自分が自分の健康について高い関心をもつてることが確認された。

結果に基いて、労私研の医師グループの参加で三回の健康相談日を設けたが、回を重ねるごとに労働者の関心も高まりをみせた。アンケートと健康相談日を併せて労働者の関心も高まりをみせた。またアンケート調査結果については、全体報告と併せて個人報告を行うという方向も確認された。

反省をくり返し

体制の強化

現在、健診部活動は、全港湾大廟分公、全連大阪西支部の健診を行つていく中で、反省をくり返しながらその体制を強化しつつある。

安全センターニュース

創立のたまご

個別斗争の成果を 全体へ返す努力を

志田号（41号）の主張において、安全センター機関誌を各地の労働争議と命と健康を守る斗争の交流紙として発展させていこうといつことを述べた。これは従来の機関誌編集がセントラル活動家が目に見手に触れた二つの事実から行われてゐる二つの限界が明らかになつてきたことの反省であつた。もつと広汎な人々の創意と工夫に満ちた斗争とその教訓が安全センターニュースとして位置付けられねばならないといつ総括でもあつた。

は数え切れないほどの多くの労災認定斗争、職場改善斗争を戦いまた、各地の労基署や基局など労働行政との斗争を続けてきた。そしてその中には、労働者組合、被災者をはじめ、医師等の医療従事者、良心的な専門家諸氏などの膨大なエネルギーが生み込まれてきたのである。しかし我々はそれら一つ一つの個別斗争を全ての労働者及び専門家諸氏の成果と教訓として位置付け、返していくための努力を果しておられただけ行つたのかどうか反省がある。活動の深化を理由として、機関誌作成は極めて煩雑であり財政なものとなり、労災認定基準についての醫師の意見書、論文、労働組合の被災者教育のための意見書、個別斗争の成果と教訓など、パンフレット、豆

総括と理論化を

誌等の形でまとめるべきところのものをも一部の例外を除いて放置してきたといふのが実状ではなかつただろつか。

多くの方々の御協力を

このような考えに基いて、安全センターの教宣・出版部の活動を本格化していく準備を現在少しずつ行つてります。多くの方々の御理解と御助力を重ねてお願いいたします。

特別
アピール

第一回“人民医療に学ぶ会”

に多くの方々の参加を

学者技術者の運動を云々する二
とは不可能である。これに答える
のは、具体的実践の蓄積以外
にはない。

ただまだまだ私達が本当に
は知りていないので日本過去の階
級斗争が経て来た様々な経験が
陰陽あざなひながら大きな示さ
を与えてくる事は確かである。

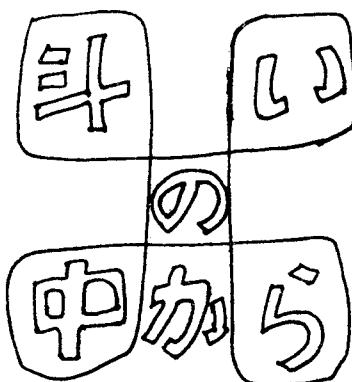
先日、松浦診療所に於て、戦
前戦後を岩井先生達と共に斗つ
た看護婦さん達を囲んで小さな
集まりがあった。彼女達は非常
にもの静かに、あふれる様に日々
常診療の細々した話題を語り、大
きく階級的視点から卒後の方針
を定め、一貫して“人民医療”
の思想を実践し、にない切るか、
労働者階級に依拠するとはどう
いうことなのか、それらをもう
一度原点に帰り、じっくり検討
し直す時期に来ているのではな
いかと痛感する。日本の階級斗
争の歴史は不幸にも、大きくな
つに隔離されてきた。それは、
その思想・体験が不完全な形で
しか伝わっていないう事を意味し
ていい。戦前戦後の医療運動の
思想・六全協の思想的意味、全
共斗運動の総括、これら課題
を多角的に見つめる中で請負主
義批判と技術主義の問題を、今
後いかに弁証法的にのりこえて
二の問題をさせて

過去の思想・体験
を再検討しよう

不況の進む中、地域の斗争も
内外の問題が山積し、その中で
安全斗争も方針の変換を迫られ
ている。大学に於いても大多数
が

●とき 11月23日(水) 1時
第一回人民医療に学ぶ会
松浦診療所

今後定期的に開く予定です。
テーマ詳細はセミナーなどでどうぞ



被災労働者は団結し
大阪府被災労働者同盟
と共に
生活と権利を斗争する

大阪府被災労働者同盟執行部

昨年10月に大阪府被災労働者同盟は出口静雄会長を中心にして結成された。この会の結成にあたって、出口会長は我々に対して同盟結成の意味について次のように話された。「我々は自分の権利を守り、自分の生活を守るために団結しようとしている。その基本による考え方はこうである。すなむち、自分が良くなるうと思つたらみんなが良くなる事である。この事を忘れて我々の団結はない。従つて我々の権利と生活は守れない。」我々被災労働者同盟は終始一貫してこの思想を忘れてはならない。この思想が被災労働者同盟の基本である。我々の団結はどの様にして生ずれたか?

我々は会社にケガさせられ、病気にされた。我々は生活のた

我々は田舎の nos で
あって今朝 morning で

め、食うために働くがると言は
い立場にある労働者である。從
つて我々が好むと好まざるとに
かかめらば、ケカをさせらば病
氣にさせらるぬけである。し
かも、今日まで労働者は泣きぬ
いりとし続けてきた。この弱者
自らが強者になるために労働者
は團結するゆけである。

大阪府被災労働者同盟は、二
年の團結の思想を鍛えつけ、昨
年から今日まで七十数名の仲間
を得てきた。今後ももつと多く
の仲間が團結していくために、
同盟全體へ團結の思想を拡げよ
う。我々の團結の思想は一人
の被災者の問題を全同盟員が自
分の事のように考えた所から
出發した。

我々は今までどんほ小さな事
でも同盟全體で解決してきた。
すべて一人一人の労災認定も同
盟は全体で意志一致し、斗い、
全部斗い取つてきました。みん
なが労基署へ行き、团体交渉を行
い、一つ一つ斗い取つてきました。
のである。

白木さんは今から十数年前に京都府園部のマンガン鉱山で働いていてマンガン中毒に被災した労働者で、労働行政の不充分な監督指導による被害者である。直接加害者である企業主を白木さんの補償を一円もしなかった。白木さんは同盟に加入し、同じ被災者と共に斗う事にした。同盟は大阪から二時間以上もかからず京都府園部労働基準監督署へ出かけ、斗い続け、また京都労基局との斗争も続け、ついに労災認定を斗い取ったのである。こうした斗いの姿はすべての認定・補償斗争に共通するものである。

「みんなは一人のためにはみんなのためにし」という同盟機関談「あゆみ」のスローガン

一人のスローハーフ 同盟の海

ンにもあるように、一人の被災者の苦しみは全同盟員の問題である。従つて、一人の労働者の補償や権利を守るために、全同盟員は協力し、共に斗うわけである。また一人の同盟員は、同盟全体を強化する事によって自分の権利と生活を守る事ができるため、一人一人の個人的なエゴや利己心ではなく、同盟全体を不利にするのではなく、みんなと共に自分もよくなろうとする考え方をもつ事だということである。

我々は团结のみをのぞむ。我々は小さく自分を主張する分裂をのぞまない。我々はみんなと共に良くなろしにの团结を大切にして、被災労働者同盟に結集していく。

運動を盛りあげよう

元気でないし、交渉にも出られ
ないし」という事だ。それによつ
てこの患者さんの方がみんな静か
に家で休んだ方がよいし」という
考え方のために、「みんなが」「ニニが痛
い」、そこが痛いと主張して
いい、結局同盟としての運動は何
もできない。そもそもこの同盟
は「ニニが痛い、そこが痛い」という
人のみが集り団結してい
る組織である事を忘れてしま
う。自分の事だけを考えすぎてい
るのではないか。だから「私
よりAさんが元気そうだし、役
員はAさんに任せてもらおう」
とか、「今度の交渉は元気な人で
行ったら良い」という考えが出
てくるのだ。

こうした考え方ではみんなが
困る事はできない。同じ仲
間同志でいいがみあう結果になつ
てしまい、組織の中ではトラブル
が絶えないとどう。

すでに同盟でも今まで色々な
トトラブルが起つた。自分の問題
なのに会長にまかせきりになつ
て、もう同盟に相談しなし

同盟でやつてくれるから安心して自分の力で解決する事を忘めてしまう人や、自分の問題が解決したらへ帝災補償・企業補償を取つにら一もう同盟の事は忘れてしまい、あとは他の人の認定斗争にも協力しないし、自分の事だけを考える人があつた。集会に参加せず、ただ同盟にはお願いするだけという人もあつた。こうした人々に対して、同盟からやめさせろしという意見も出された。

同盟が強くなるためにはみんなの力が必要だ。みんなが自分の力を出してこそ同盟は強くなる。当然、同盟員の中にはよく動ける人、あまり動けない人と、それ以外の個人差がある。一人で十の力を持つた人、二十の力をもつた人、一つしかもつてない人、人とそれをいってある。皆が同じように努力するという事は同じ量の時間同じくらい仕事をする事ではない。みんなが自分の力量を認め合せて、

一人一人がでかける事
からまだ参加を

ストをつくす事である。十の力のある人は十の力を出し、一の力のある人は一の力を出すという二つあります。そしてお互いにベストをつくしていろいろと/or>事を評価しあうことである。

みくわの因結が

した。土井さんの言うには「労基斗争は必ずやしかったのでおもしろくなかったのに、しかしゼラもまたでござる」と。もし仮りに一人の有能なスープーマンがいるとしても、「この人は一日二十四時間ビラまきができるとすよ。小田さんは三〇分しかできまいのだからニのスープーマンの四分の一の力しかねないわけである。しかしニの小田さんが百人集ってビラをまけば、このスーパーマンの二倍の力になる。事実、六月になつて同盟はみんなの力で連続十四日間の斗争を続ける事ができだし、また八月には一週間の間に三〇枚のステッカーはりや一万枚千枚のビラまきを行う事ができたのは、同盟員全員が一致団結したからだ。

方が本当に強い
被災労働者同盟には一人もス
ーパーマンはないし、また出
てきようがない。みんなが「二
ニが痛い。あと二が痛い」とい
うばかりの団体だ。従つて、同盟
の斗いはみんなが力を出し、あ
まりに团結する事によつてしか進ま
ない。

そのために、みんなが自分
のもつてゐる力を出し、あわなければ
ればならぬし、一人一人がべ
ストをつくしてやつた事をその
結果や成果もしくは成功したか
失敗したかによつて評価するの
でなく、その人がどれだけ熱
心になつたか、その人の積極性
が何よりも高められたかによつて
評価しあわなければならない。
我々同盟は、小田さんと同じよ
うに奮闘働いている人々を同盟
へ団結させ事ができるし、また土
井さんを正しく評価する事に
の可能性を広げ、二度と悲惨な
が同盟へ団結できる事を証明する
事ができます。同盟はそれを他の人
々の積極性を發揮させ、それを
多くの人の活動の可能性と共に發見し、
多くの仲間の團結の可能性を広げ
ていい。

そのために、一人のス
ーパーマンの出現を期待するのではなく、そ
こにいるノロマな友人と
共に歩む事からはじめる。我々
の立場に不團結の状態が生じ
るのは、我々の中で「一體敵はだ
れか。味方はどけか」という事が
明らかにされていなければ、
不團結とはお互の違いを主張し
ていいの一致点を認め、ていう事
である。まず我々の一一致点とは何
か。それは我々はみんな被災労働
者であり、生活と健康を奪われ
てあるといふ事である。この社会で
は被災労働者は生活を奪われるこ
とに悩んでいる。我々は従つて、
自分達の生活と健康を奪い取ろう
とするものから守るために團結し
て、そのゆけである。我々は本当の團結、すなはち、
立場の違ひを理解してはじめて、敵と斗いはじめて味方を知る。
立場の違ひを理解してはじめて、共通した立場の者同が理解を
深めあえる。我々の中に不團結
が生まれた時は、敵との斗いの
不充分と判断しよう。斗い
てくれば、これが團結の思想を教え
てくれる。二が結ぶ。二が

とばせ 改悪勞災年金法



日を午前と午後の二班に分け、それを水道が五名、十名のグループを編成し、毎日毎日、午前午後と大阪労基局を責め上げた。連続交渉は中三日を除いて十日間行われ、この斗争には被災者はじめ、労組員など約三百名が参加した。

傷病補償年金への切替も全国的にはほぼその作業を終えていた現在、東京・大阪では被災者を中心とした粘り強い斗争が続けられている。今年の初期までの法施行前のような激しい斗争は一段落したが、二此らの斗争は、

は、法改悪に矛盾がある以上斗争の火は消えないことを示してゐる。東京における症状照会徹回の斗争、大阪における被災労働者同盟、労災保険法改悪糾弾実行委の対大阪労基局連続斗争を申し立てたが、被災者の創意と工夫に満ちた戦術（自己意見書、医師意見書、通院証明等）を組み合せて交渉の糸口をつかむなどと気迫の前に交渉を拒みえず、問題となつたほとんどの被災者に対する「年金移行しない」と旨の判断及び推定を行つたのである。

当初労基局は、「症状照会」を拒否しなければ個別問題といえども話し合わないと高姿勢を示していたが、被災者の創意と工夫に満ちた戦術（自己意見書、医師意見書、通院証明等）を組み合せて交渉の糸口をつかむなどと気迫の前に交渉を拒みえず、問題となつたほとんどの被災者に対する「年金移行しない」と旨の判断及び推定を行つたのである。

大阪

10日間の連續斗争

9月27日、労災保険法改悪糾弾実行委は全体会議を開き、そ

連続交渉は10月3日から開始された。被災者を中心として一ヶ月の年金移行問題に着手し、個別被災者の年金移行問題を拒否したことと決定した。

薬品中毒症も 年金にならない

連續交渉の中にAさんという農業（ホストキシン）中毒症の

被災者の問題があつたが、医師の「原恵復帰までには相当長期間かかるが、軽作業にはそれよりは早期にける可能性あり」という意見書と本人の年金にては解雇されるので困るという強い主張の結果、局側は「年金にしない」との判断を行うに至つた。これは大阪労基局が頸肩腕（マチ打ち・腰痛）のいわゆる三症に対する法の彈力運用を更に一步前進させたものとして重視すべきものである。

入院不要なら 年金該当せず

南大阪の造船労働者である丁さんはじん肺結核のために現在入院中であるが、既に二年を経過している。九月段階に症状照会を提出していいたところ、本人及び労組の強い希望に反して傷病年金に一方的に切替られた。会社はこの決定を悪用し、現在今年五月から九月までの休業補償の上積分約百万円の返済を丁さんにもうけさせようとしている。丁さんは組合の活動家であったこと、人間の本性を生み出しているのである。会社の悪いやり口を封じるために反して年金決定がこのようないかねばならないだろう。

前述したように、大阪労基局は現在、国会における政府答弁では、「被災後一年半経過したあとは、被災後一年半経過したあと六ヶ月の状態で判断」という労省の通達の枠を一步前進

南大阪

造船労働者丁さんの（じん肺結核） 不當な年金移行に反対しよう 会社も年金決定を悪用

丁さん、組合とも現在反撃の行決定であり、このままでいくと来年夏で解雇制限の解除となるのである。

丁さん、組合とも現在反撃の初斗りを始めているが、我々が当初から主張してきただよに、じん肺結核のようになれるみにみんなあるものに及びて本人の意思に反して年金決定がこのようないかねばならないだろう。

させ「一般時に三症は年金として扱い」という見解を表明している「三症の場合、医学的にみて入院の必要がある場合には

慎重な判断がいるが、不當の場合は一応年金対象外と考えていい」という一つの具体的基準について明らかにした。

全体交渉へ

予備措渉

大阪労基局が提案す

東京

11.8 東京労基局斗争に勝利しやう!

—労災法改悪阻止実行委員会—

実行委の連續斗争に疲労の色を濃くした大阪労基局は、交渉後半になると「一つ一つ話し合ふよりまとめてやつてはどうか」としきりにもちがけてきていたが、去る10月20日の個別問題へ

腰痛のD氏への交渉の席上以前9月に出された一次案を大巾に譲歩する内容の全体的な交渉についての案を示すに至った。強行!!業務外審動を完全に粉砕へいわゆる鉛木試案と同時に交渉のどちらについての予備措渉を求めってきた。そして現在、実行委事務局との間で進めらざっている。

また、慈惠医大山本さんの認定斗争においても大きく前進し、デタラメな資料による参与会の強行!!業務外審動を完全に粉砕した。

さらには東京地評の支援を得て、来る11月8日には地評の執行の一環として超反動的な東京労基局に対する抗戦闘争を準備している。

9月10日いきなり「退去命令」を出した局の高澤勢は、被災者の粘り強い斗いの継続によつて少しずつではあるが後退してきているようである。

10.15 飯田橋

労基署交渉

東京で、「症状照会」拒否の斗いを一歩くふし進め、労基所交渉の中で届書を提出する必要のないことを認めさせ、督促状、再督促状の撤回をかちとつてきていている。

頸髄症で療養開始法ノ年半を超過した被災者二名(キーパンチャー、一名休業中、一名リハビリ復帰)に対する「症状照会」を撤回させ、提出の必要のない二ことを認めさせた。労基課長は「石田労働大臣の国会答弁を十分尊重する。ケイワク等の年金施行は考えていない」と発言した。この後、二名に対し10月で「通知書」へ産業革新に該当しませんので届書を破棄して下さいが送付された。

各労基署も

通知書を送付

〔熟慮斗争〕

認定まで

あと一步！

来々べき11月8日の局斗争では、局の反動労働行政を徹底的に抗議糾弾して行く。改選労使法一審状態会についてもあわせて追及して行くことをしていい。

局、ハビリ中の
ムチウチ症を
年金に移行！

9/3の交渉の確認にもとづき、
頭部外傷で現在休業中の被災者
に対し、同様の通知書が送付された。

最近中央労基署でムチウチ症の被災者と年金に移行した。
ところが、その後に、現在ハビリ中の事実が判明した。
中央労基署は年金移行を取り消すが、局に相談に行つたところ、局の千葉労働管理課長はハビリしたん認定したことは撤回できない。するなら本人が不服申し立てをやれと行政のミスを被災労働者の責任にしようと云うのだ。

10月4日には東浦大里田医師へ
局医により「業務上」の鑑定書
が提出された。認定獲得まであと
一步である。

パンフ紹介
あはか疏た
住電のかくし労争
故高松登氏心筋梗塞労災認定斗争の記録

カンパ
100円

発行
関西労働者安全センター
住友電工労働者有志

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

第42号 昭和52年03月01日

9月分会計報告

収入

会費 236800
① 機関誌 100660
② カンパ 185751
③ パンフ 3700

計

526911

9月分収支 +29162
期初残高 218944
10月への
残高 248106

支出

事務費 101794 ④
機関誌 109800 ⑤
活動費 57360 ⑥
郵送費 8795 ⑦
人件費 220000 ⑧

計

497749

(註)

- ① 39・40号の広告代42入を含む
- ② 講師礼金としていただいた 36000 を含む
- ③ ハリハリパンフ、常磐人27
- ④ ファックス月賦 2回分(4000cc) 8月分 カス
9月分電気 8、9月分新聞代、9月分部屋代、雑費
新事務用品(約17000)
- ⑤ 39・40号印刷代
- ⑥ 出張交通費(名古屋2回、東京1回、徳島1回)
常任定期代、8月分電話代
- ⑦ 手賃手数料、事務運送郵送費
40号発送費の一部
- ⑧ 事務局員4名の8月分

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4